

課名・係名:文化課 埋蔵文化財係(史跡名勝)・文化資源活用推進係(天然記念物)
内 線:3915(史跡名勝)・3913(天然記念物)

許認可等名称	史跡名勝天然記念物、県史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可
法令等名称	文化財保護法(国)、新潟県文化財保護条例(県)
目的等	史跡名勝天然記念物(国指定・県指定)の現状を変更し、又はその保存に影響を与える行為を制限し、その保護を目的とする。
対象地域	指定物件及び当該物件の現状の維持に影響を与える範囲
規制行為及び基準	【規制行為】(法125、条35) 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、許可を受けなければならない。 【許可基準】 1 史跡名勝天然記念物に関して保存活用計画が定められている場合 (1) 当該保存活用計画に定められた基準に適合していると認められるか否か。 2 史跡名勝天然記念物に関して保存活用計画が定められていない場合 (2) 現状変更等が指定の解除又は一部解除につながるものと認められるか否か。 (3) 現状変更等が指定物件の保存に相当程度支障となるおそれがあると認められるか否か。 (4) 現状変更等が指定物件の整備に相当程度の支障となるおそれがあると認められるか否か。
権限	国指定…文化庁長官、県又は市文化財担当部局(軽微なもの) 県指定…新潟県知事
手続	【手続きの種類】許可 <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[市町村文化財担当部局] B --> C["(県指定の場合) 県"] B --> D["(国指定の場合) 文化庁 ※軽微なものは県又は市文化財担当部局"] C -- 許可 --> B D -- 許可 --> B B -- 許可 --> A </pre> 【標準処理日数】1か月～2か月
留意事項	・事前協議を行い、許可申請する。 ・国指定3部(政令市域内は2部、軽微なものうち市域内は1部、町村域内は2部)、県指定2部 ・現状変更完了報告書を速やかに提出すること。
備考	

許認可等名称	周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等についての届出(通知)
法令等名称	文化財保護法
目的等	土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)が土木工事等の濫掘により破壊されることを防止し、工事等着手前に埋蔵文化財の取り扱いについて協議、調整することを目的とする。
対象地域	貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)
規制行為及び基準	【規制行為】(法93・94) 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、周知の埋蔵文化財を掘削、盛土等により改変するときは、届出(法93条)・通知(法94条)しなければならない。
権限	新潟県知事 (新潟市域のみ法93条の届出事務関係は新潟市教育委員会教育長)
手続	【手続の種類】届出(通知) <pre> graph LR subgraph "法93条(政令市域内の届出のみ)" A[申請者] -- "93条届出" --> B[新潟市歴史文化課] B -- "指示" --> A end C[申請者] -- "届出(通知)" --> D[市町村文化財担当部局] D -- "指示(勧告)" --> E[県文化課] </pre>
	【標準処理日数】定めなし
留意事項	・事前協議を行うこと。 ・2部提出 (政令市域内の法93条の届出は1部) ・法93条の届出は発掘(土木工事)開始の60日前までに提出すること。
備考	